

## 第Ⅲ期推進計画策定委員会 第1回 ご意見シートのまとめ

**注** 本資料は、いただいたご意見を要旨ごとに整理して「ご意見No.」を付し、要旨を示す、ご意見中の語句・お考えを「標題」として掲げたものです。

また、ポイントとなる部分については枠で囲うなど、検討用資料の体裁としています。  
(ご意見No.は、資料4「素案の方向性」のNo.に対応しています)

### 1 新宿区のホームレス支援対策に今後、取り組みが必要な課題・目標

**NO.**

#### 1 一人ひとりに対し、適切な支援が必要

道路上や小公園でのホームレスをよく見かける様になりました。一人ひとりに対し、適切な支援が必要であると痛感しました。今後、さらに、訪問サポート・生活指導が必要です。

#### 2 「見えにくいホームレス」に対する現場課題

第1回会議で、策定の課題として「見えにくいホームレス」が挙がりました。

これについては、平成25年2月特別区長会から示された「路上生活者対策事業の今後の展開について」にも触れられています。

路上対策事業の施設現場でも、大きな課題になっています。

施設現場での「見えにくいホームレス」は、二類型に分かれます。

① すなわち、そのひとつはネットカフェ等を直前の居場所とする路上生活期間の短いホームレスです。こうしたホームレスには、若年者が多く含まれています。

② もうひとつは、相当期間の路上生活をしているが昼夜定着しているのではなく昼間移動していて夜一定の場所（テント小屋ではなく段ボールハウス）で寝泊まりしているホームレスです。（昼間の概数調査では「見えにくい」。）

従来集中していた公園等から「分散」した形です。

#### 3 短期の個別目標による継続的な支援

「自立」が課題であるが、目標は対象者個々の事情により様々である。

個別に目標を短期に定めた、継続的な支援対策が必要である。

- (1) 再ホームレスを前提とした再ホームレス化予防対策
- (2) 軽度の精神・知的障がいに加え、社会的障がい（社会的スキルがないため、就労が容易ではない）を持った方への継続的支援対策
- (3) 雇用先の開拓と、ホームレスへの理解
- (4) 見えないホームレスのアウトリーチ

#### 4 全国のホームレスの状況 … 路上生活者は減少したが、広義のホームレスが出現

平成 24 年 1 月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」によれば、路上等のホームレスの数は 9,576 人であり、平成 15 年度が 25,296 人であったことから分かるように、大幅に減少しています。

しかし、調査報告では、ホームレスの数は減少していると言えるものの、その背後には、様々な居住の不安定を抱える層が存在し、これらの層が何らかの屋根のある場所と路上を行き来している、と指摘されています。

本年 8 月 1 日に政府は「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、基本方針と表記）を公表しました。この中でも、上記の指摘と同様に、

- (1) 固定・定着化が進む高齢層に対する支援
- (2) 若年層に対する支援
- (3) 再路上化への対応

の 3 点が主なポイントとして挙げられています。

#### 5 新宿区内のホームレス状況 ① … 区の取り組みで、路上生活者は大幅減少

一方、新宿区を見てみると、ホームレスの概数は平成 16 年の 1,102 人（23 区内 5,497 人）が最多であったものの、その後減少して平成 25 年には 162 人（23 区内 1117 人）となっています。

この要因はもちろん様々なものがあると考えられますが、ホームレス自立支援法に基づく自立支援事業や地域生活移行支援事業、生活保護による保護など、制度の拡充や、地域の NPO 等相談機関の働きが、一定程度の効果をあげているものと思われます。

#### 6 新宿区内のホームレス状況 ② … 路上生活者数と相談件数のギャップ

しかし、他方で、新宿区生活福祉課統計資料（表 4）を見ると、ホームレス等の方からの相談は、こちらも毎年の減少傾向にあるものの、平成 24 年度で 25,728 件に登ります。

その内訳をみると、食糧のみが 15,917 件、送院通知が 678 件、来所相談 9,133 件（内、相談のみが 7,449 件、申請受理が 1,684 件）となっています。（とまりぎへの相談は 5,727 件）。

新宿区内のホームレス数が 162 人であることを考えると、来所相談の 9,133 件という数字はとて大きな数字です。

#### 7 新宿区内のホームレス状況 ③ … 高齢化・再路上化・自立後の生活が不安定

このことから、データ上、ホームレスの数は減っているものの、

- (1) 長期の路上層は食糧支援や医療単給が多く、限定的な支援にしかつながない。
- (2) 稼働層が、再度、路上化して相談にくる。
- (3) 保護や支援に定着できない（傷病障害、職歴・生活歴等から課題がみられる）層が多い。

など、困難さや課題が多くて結果的に路上に残っていたり、一度、就労や制度につながって自立しても、再度の路上化に至っている、などという可能性があります。

## 8 新宿区内のホームレス状況 ④ … ホームレスの状況が変化

実際に、私どもによせられる相談も（新宿区内からだけではないものの）、直近の動向を見ると、10～30代の若年層の相談者が約30%を占めていたり、身体・精神などの健康状態の問題を抱えている方が全体の50%をこえていたり、路上生活や、不安定な生活をしている方が置かれている状況の変化が見てとれます。

## 9 新宿区内のホームレス状況 ⑤ … 制度や支援のリソース不足による再路上化

また、せっかく一度就労により自立しても、雇用状況や労働環境が悪かったり、住み込みなどの仕事と住まいがセットになった不安定な状況におかれて、失職後に再度の困窮化や路上化をしてしまう方が増えています。

同じく、病気や障害の影響や、これまでの成育歴や職歴・生活歴の影響からか、制度や支援につながっても長続きせずに自ら失踪してしまうなど、制度や支援のリソース（多人数部屋など環境が悪い宿泊施設等）の不足によって、本来支援や保護を必要としている方を支えきれない状況も多く目にします。

これらの現状を前提に、以下にいただいた問いに対する意見を述べます。

## 10 第Ⅱ期推進計画事業の検証 … 事業項目に関して賛同

新宿区第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（以下「第Ⅱ期計画」と称す）に掲げられた8つの柱であるそれぞれの事業については「公共施設の適正管理」に関しては野宿者の排除につながってしまう懸念があり賛同できないもの（項目からの削除をお願いします）、その他の「相談体制の強化」「アセスメントシステムの構築」「福祉的支援の条件整備」「施設住宅資源の確保」「就労支援」「人的資源の開発とネットワークづくり」「人権啓発」の各項目に関しては、概ね賛同できる方向性のもとなっています。

とはいえ、それぞれの項目について、実際にどのように整備され、どう実行されたのか検証を行わなければなりません。今回、事務局に問い合わせたところ、個人情報のあるため公表できないと言われてしまったものもありました。

## 11 データの検証・分析・公開 … 個人情報に該当しない計量的な調査なら可能

まず、私から提案したいのは、これらのデータ（実績や内容）の可視化（可能なものは）とその検証を行っていくことです。ぜひ、お願いしたいのですが、データの蓄積と調査・分析が最重要事項であると思います。個人情報の保護との指摘がありました。計量的な調査でしたらその問題はないと思います。そういう一次資料を公開する試みを要望します。

そこまで大掛りに考えなくて構わないので、相談者の年齢や来所時の業種、住まいの状況、健康状態、等の集計だけでも効果があると思います。その上で、板橋区が行った生活保護利用者の稼働層へのアンケートのような踏み込んだ分析も可能かと思っています。

そもそもが「計画」を作るにあたって、既存の事業の実績や、利用者の概況等の量的質的データがなければ、適切な検証を行うことは難しいと思います。

より効果的で必要性の高い施策を実現するためにも、それらの調査や分析を積極的に行っ

ていくことをお願いします。

**12 「ホームレス」の定義について ① … 従来の国の定義は、いわゆる「路上生活者」**

また、これは国に対しての提起の話とも少し重なるのですが、「ホームレス」の定義の変更を行うべきだと考えます。先述した「ホームレスの実態に関する全国調査」にもあるように、近年、これまでの国の定義であった「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいるもの」以上に、その背後にさまざまな不安定住居にある生活困窮者の増加が明らかになっています。

**13 「ホームレス」の定義について ②**

…「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」

新宿区の第Ⅱ期計画においては、国の定義にプラスして「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が加えられています。

「ホームレス」とは、本人にとっての生活上のプライバシーが担保され、安定かつ安心して居住することができる環境を、失ってしまった「状態」です。

**14 「ホームレス」の定義について ③ …「独立した住居に安定的に住めない人」**

例えば、「脱法ハウス問題」がメディア等でも報道されましたが、レンタルルームやレンタルオフィスなどの不安定な住居に居住している方も、仮に就労自立していれば、現行のホームレス施策ではカバーされません。

同様に、例えば制度利用をしても複数人部屋の宿泊施設等に入所し、プライバシーの担保など居住環境が整っているとは言えない状況で生活を余儀なくされている場合、仮にそこが一時的な宿泊であったとしても、安心できる住居を確保しているとは言いがたいものです。

こういった実情を鑑みて、第Ⅲ期の推進計画においては、簡易宿泊所、無料低額宿泊所やゲストハウス、また、知人宅や施設、病院、矯正施設などでの生活を余儀なくされている「状態」にある方に対しても、支援を拡充するべく、その定義と対象を広げるべきです。

そこで、新宿区の第Ⅱ期計画においては、国の定義にプラスして「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が加えられていますが、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」の定義をさらに拡大し、「安定し、安心できる住まいを確保できていない人」に変更し、具体的には、「独立した住居に安定的に住めていない人」、例えば、生活保護や自立支援事業等を利用していても、簡易宿泊所や無料低額宿泊所、ゲストハウス、公的な施設等に入所している方なども「ホームレス状態」とするように改めるという提案です。

**15 自立のゴール … 地域社会で安心して住み続けることが目標**

また、基本方針案にみられるように、現在のホームレス支援施策では、「就労」を「自立」と位置付けているものが多いです。しかし、私たちが日々の支援現場で第一に考えているのは、必ずしも「就労」というゴール設定による「自立」ではなく、地域社会の中で安心して暮らせる生活基盤を整えることです。

## 16 地域社会の中で「暮らし続ける」ための支援 ① … 生活保障・住居確保

近年、「孤立死」などの言葉とともに「社会的孤立」の問題が認知されてきましたが、見守りや居場所的な活動も含めた、地域社会の中で「暮らし続ける」ための支援も求められてきています。特に精神・知的障がいなどの困難を抱えている方の場合などは、まずは安定した「生活」、それを支える「住居」を得ることによって初めて、その人なりの「自立」への第一歩を踏み出すことが可能になると考えています。

それに、雇用環境や労働環境が整っていなければ、せっかく「就労」しても、再度、路上生活へといたってしまう、病気などの更なるリスクを負ってしまう可能性が大きいいため、同じ「就労」でもより質の高い雇用を確保していかなければ、ホームレス状態にある方が「自立」し、その状態に留まることは困難です。そういった実状を鑑みても、やはり「生活保障」や「住居」の確保を優先しておこない、その先に安定した雇用に就くための支援や、地域雇用を充実させる施策を実施していくほうがより効果的です。

地域の社会資源や財政的な裏付けが限られた中で、これらの課題に取り組むことは困難を伴いますが、一人でも多くの、望まずに「ホームレス状態」での生活を余儀なくされている方を支えていくために、官民あわせての連携の強化と体制整備が求められています。

## 17 地域社会の中で「暮らし続ける」ための支援 ② … 居場所づくり・カフェ

具体的な支援方法としては、巡回相談等のアフターフォローの試みを強化すること（人員の増加や体制整備）、生活保護利用者へのケースワークに関して人員増加等を行い、職員の担当ケース数を軽減していくこと等が考えられます。

また、私どもでは、居場所作りの活動としてカフェなどを開催したり、孤立を防ぐという点で、安否確認の意味も込めて定期的に手紙等を送ったり、イベント等に参加するための援助をしたり（費用がかからずに参加出来る等）、訪問等を行っていますが、このような継続的な支援の実施についても提案します。

それには、個人情報保護が非常に重要となりますが、本人から事前同意を得て、支援に携わる区や関連機関、NPOが共同でケース検討できる状況を作っていくことが大切です。

---

## 18 第Ⅲ期推進計画の課題・目標

今回の第Ⅲ期推進計画は、

- (1) 長期化、高齢化したホームレスへの抜本的対策
- (2) ホームレス集住地域への適正化
- (3) 若年困窮層とホームレス予備軍たる失業者に対する困窮者自立支援法制定を見据えた対策

が、3本柱になるであろうが、新宿区のホームレスの自立支援等に関する「最終の（仕上げの）計画」として明確な目標を持ち策定すべきである。

## 19 「最終仕上げ計画」としての位置づけと根拠

- (1) ホームレス自立支援特措法の期限が限られている点（おそらく再延長はないと判断。）
- (2) 2020年東京オリンピック開催による東京特需が見込まれ、自立支援には最適な環境となることが考えられる点。
- (3) 生活者困窮自立支援法が、平成27年度から本格実施される点。

## 20 新宿区のホームレス対策の最終目標とは？

### (1) 都市公園問題として表現されているホームレス問題の解消

- ・都市公園内もしくは、その周辺で起居するホームレスのテント生活解消
- ・オリンピック開催を見据え、西新宿地域のホームレス問題からの解放、適正化
- ・炊出し等、支援活動を必要としない中央公園への変貌

### (2) 駅、ターミナル問題として表現されているホームレス問題に対する恒久的な解決策の提示

- ・点在する長期化、高齢化したホームレスの早期保護のためのシステム構築
- ・全国の失業者の流入地点としての新宿駅での相談体制の構築
- ・路上生活者の早期発見と早期自立の地域システムの構築

東京オリンピックの開催拠点たる都庁と国立競技場を有し、観光拠点、宿泊拠点として位置づけられる新宿区がこの数年で真に国際都市としてふさわしい姿となるため、新宿区内のホームレス問題を早期に平和的に解決し、また、特需により発生すると思われる、失業者の流入を受け止め、再雇用に向けた支援が可能な、そんな都市機能を有した新宿区の先駆性が求められている。

## 21 対策の成果と問題点

- ・戸山公園や中央公園のホームレスは地域生活移行支援などの成果もあり、大幅に減少したと思います。
- ・可視化された困窮者（ホームレス）は減少したが、貧困自体が解決したわけではなく、むしろ格差は拡大し、低所得、生活困窮層は増えつつある。

## 22 可視化されていない困窮者への対応

・可視化されていない困窮者への対応が課題。サウナや知人宅を転々とし、安定した居所を持たない方々も広義のホームレスと位置付けられる。また、老朽化したアパートが取り壊しとなり、転宅先を確保できない低所得高齢者など（低年金）も増えてきている。

## 23 今後の取り組み …①ホームレス化手前での支援②潜在層の早期発見③居宅生活の継続

- ・今後のホームレス対策の対象者。第一義的には路上生活者であるが、今後の取り組みとしてはホームレス予防策、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」への手前での支援に力を入れてゆく必要がある。
- ・現に、路上生活を余儀なくされている層だけでなく、潜在的なホームレス層の早期発見と、居宅生活の継続が可能となるような生活支援等のサポート事業が必要と考える。

## 2 1を実現するために、第Ⅲ期推進計画に必要な事業、または見直しが必要な事業

※ 特に区の立場で、区の税金により、実施している事業についてご検討ください。

### (1) 第Ⅲ期推進計画に必要な事業

#### 24 関係機関等への支援

区民も含めた関係機関、NPO等の支援団体への支援

(巡回相談・訪問サポート・生活指導の強化等は一定のレベルに達したと思われるので、別の視点からの支援を工夫し、次のステップにつながる支援策を検討する必要がある)

---

#### 25 中間的就労の推進と居場所づくり

##### (1) 支援付中間的就労

⇒ 個別の事情を抱えた対象者に対して、ジョブコーチ的に伴走ができる相談員の配備。

##### (2) 居場所（昼間に集える拠点）づくり

⇒ 専門職の相談員を配置し、そこに行けば話を聞いてくれる人がいる、仲間がいる、という「場」の設置

---

#### 26 第Ⅱ期推進計画事業：8つの柱の見直しと改善

前項でも述べたように、第Ⅱ期計画の各項目については、「公共施設の適正管理」以外については方向性としては賛同できるものです。なので、第Ⅱ期計画を基本にしつつそれぞれの項目ごとに新設、もしくは見直す事業を以下に提案します。

##### (1) 相談体制の強化 ① 相談内容の分析と検証

「相談体制の強化」に関しては、すでにアウトリーチや拠点相談事業（とまりぎ）、自立支援システムによる訪問など、ベースとなる事業は用意されています。

しかし、先述したように、新宿区内のホームレス数は162人であるにも関わらず、来所相談が9,133件（これにプラスして「とまりぎ」への相談は5,727件）と、現状で有効な支援ができていないかという点、必ずしもそうとは言えません。

それらの数字の中身はどうなっているのか、どういった方たちが相談に来て、どのような対応をしたのか、窓口で支援からこぼれたのか、途中でこぼれてしまったのか、まず、きちんと検証し、その上で実際の現場において粘り強い相談支援を行っている各担当者に対してフィードバック&サポートをおこなっていく必要があります。

この項目に関しては、既存の事業の実績やデータをもとに検証と分析をおこない、その重点化と実態に即したアップデートをおこなっていくことが求められます。

## 27 (1) 相談体制の強化 ② 相談内容の調査・分析に関する意見交換会

それには、区と「とまりぎ」や関連機関、支援団体等を交えて意見交換を行うべきだと思います。民間のNPO等や学識経験者等も参加して行う方が効果的だと思います。

(個人情報取扱いについては、守秘義務の伴う委嘱等の方法や、誓約書を取る形で対応できると思います。)

私どもでは、研究者の方に調査分析の協力を依頼しています。(相談者本人には相談に入る時に、個人情報保護法の範囲内で個人が特定できない形でデータを分析する旨を伝えま

す)。  
区のHPの「とまりぎ」の活動実績(平成24年)を見ても、例えば、「相談状況」などは数字があっても、生活保護になったあとにどうなったのか…(その後アパート入居〇%、施設入所〇%、入院〇%、就労自立〇%のようなデータ)病気が特筆して多いですが、その内訳はどうなっているのか…(身体症状〇%、うち〇〇病が〇%、精神症状〇%、うち〇〇病が〇%等)などを調べてみないと、具体的な対策にはつながりません。

「上位何位まで」のデータなら、個人が特定できないので公表可能だと思います。「ホームレスの実態に関する全国調査等の項目」を参考にすれば良いと思います。

## 28 (1) 相談体制の強化 ③ 検証結果の活用による改善

検証結果の各担当者へのフィードバックとアップデートについては、新宿区も生活福祉課の係の配置を変えたり、いろいろ取り組んでいることと思いますが、やはり、相談件数が多いので、人を増やさない限りは対応が難しいと思います。

実際に区の生活保護統計をみても、平成24年度の相談件数が9,133件にもかかわらず、相談のみが7,449件で、申請受理が1,684件のと、相談件数のうち18.4%が申請に至っていないというのは、もちろん個別に事情があるにせよ、新宿七夕訴訟の例もありますし、何らかの「水際作戦」等の対応があったのではないかと疑われてもおかしくない数字に見えます。

判例等によれば、自立支援事業は他法他施策にあたりませんから、福祉事務所の窓口で生活保護の申請書をおいたり、まず生活保護制度を紹介して、保護に誘導、可能な方は申請してもらい、もし保護要件に該当しない場合は却下するという形の対応を取った方が、必要な方がこぼれずに済むと思います。

もちろん、窓口では中々難しい局面が多いことかと思いますが、そういったことは重々承知ですが、必要なことは人員の増加ということは言えると思います。

## 29 (2) アセスメントシステムの構築

### ① 相談者の事前了解による「情報共有シート」活用

「アセスメントシステムの構築」に関しては、現在チェック項目を作り、見直しを進めているとの報告がありました。現在、政府がその策定に向けて動いている生活困窮者自立支援法のモデル事業のなかで、こういったアセスメントシートやプランシートといった類のフォ



フォーマット案が検討されています。

そういった他の施策や類似事業の様式等を参考にしながら、より相談支援に適した形に変えていくことが求められます。

また、今後の課題としては、区内や首都圏のNPO等民間団体とも、共通の「情報共有シート」のようなフォーマットを作成し、官民のスムーズな連携と、相談者本人の2次受傷を防ぐような仕組みの構築を検討することも必要ではないでしょうか。

各区・機関のフォーマットの統一は難しいかもしれませんが、「情報共有シート」のようなものを作成し、共有することは意味があるのではないかと思います。

例えば、以前、私どもで保証人を引き受けて施設からアパート転宅した人が、アパートから一時的に失踪してしまった際に、個人情報のことがあって、施設職員と、ご本人の状況についてのやりとりができず、バラバラの支援になってしまったことがありました。

もちろん、個人情報問題は、非常に重要なのですが、本人から事前同意を得て、支援に入っている区やNPO等が共同でケース検討する状況を作っていくことが必要と思った事例です。

### **30 (2) アセスメントシステムの構築 ② 本人を介在しての情報共有（情報共有シート）**

このように、区や支援団体間との個人情報のやり取りは、法令上、非常に難しい部分もありますが、本人を介在してのやり取りでしたら、本人同意があり、ご自身で持参するという形なので、問題ないと思います。

なお、私どもでは、ご本人の同意がない限りは情報提供等行いません。どの団体・機関も個人情報保護の取り扱いに関しては法令上の縛りを受けていると思いますが、

そこで、今回、提案する「情報共有シート」は、支援団体が区や他の団体と直接、個人情報のやり取りを行うというよりは、ご本人がそれを窓口を持参するイメージです。

具体的には、例えば、私どもに相談に来たとして、

- ①私どもで聞き取りをして、ご本人と一緒にその「情報共有シート」を埋めていく。
- ②その後、私どものアドバイスのもと（その経緯もシートに記載し）、ご本人&私どもで福祉事務所にいき、相談をする。
- ③その際に「情報共有シート」をご本人から福祉事務所に渡してもらい、相談をスムーズにつないでいく。

このように、関係機関同士で、ご本人を介在して情報共有を行うイメージです。

（参考：千葉市のDV支援における「情報共有シート」）

### **31 (3) 福祉的支援の条件整備 … 福祉施策への誘導**

「福祉的支援の条件整備」に関しては、既述の新宿区生活福祉課統計資料（表8）を見ると、食糧現物の支給が15,917件と効果をあげている一方で、逆に言えば、そこから本来必要な医療や住まい、生活保障への支援につながっていない、と指摘することができます。

食料やシャワーの提供は、あくまで支援につながるための第一歩としての施策で、本来ホームレス状態に留めないための「入口」の支援であるはずですが。今後は、より積極的に住まいや生活保障などの支援につながるようにアプローチしていくことが求められます。

窓口での相談の中で、また、粘り強く巡回相談に通い、信頼関係を築くのが本筋ですが、福祉の支援を受け入れてくれない方が多いのが実態です。ここもソフト面では人員増加が一番かと思います。(ハード面は「施設住宅資源の確保」で触れます。)

実際に、困難な要因を抱えたり、支援を拒否する方に対して、路上生活状態から脱却させる支援を、CW等と一緒に取り組んだこともあります。

そのような、粘り強い取り組みができるためには、人員増加による担当ケース数の軽減を行わないと、間に合わないのが現状かと思います。

### **32 (4) 施設住宅資源の確保 ① 居住環境の向上が必要**

「施設住宅資源の確保」に関しては、いかに居住環境の良いシェルターや施設などの、アパート生活を始めるまでの一時的な住まいを確保することができるか、ということに尽きると思います。それには、低所得者向けのアパートを拡充して、「直アパ(施設やシェルターを経ずに相談したその日から自分のアパートに入居できること)」が一番です。しかし、これらは財政的にも難しい部分があるかとも思います。(国や都には要望していきましょう)

また、現状の宿泊施設等は、例えば、未だに10人部屋以上の多人数部屋があり、そのような環境では居住できない、という方がいるのは自然です。また、多人数部屋にも関わらず、住宅扶助費上限に近い家賃等をとる宿泊施設等も多く、問題だと思っています。

### **33 (4) 施設住宅資源の確保 ② 長期の宿泊所生活の問題点**

実際に、区内においては、残念ながら多人数部屋の、宿泊所や無料低額宿泊所が大半で、自立支援センターにおいても複数人部屋という観点では同様です。

もちろん、新宿区内の高額な用地取得費などから、環境改善が困難であることは理解できますが、しかし、この多人数部屋や一部施設の居住環境の悪さが、一度制度につながっても、自ら再度路上に戻ってしまう方を生んでしまう大きな理由の一つになっています。

また、そういった環境の悪い宿泊所や宿泊施設に、一時的でなく長期的に滞在してしまう方が増えています。先項で述べましたが、プライバシーが担保され、安定・安心して生活を営むことができる環境を得て初めて、ホームレス状態から脱却したと言えます。そういった、環境の悪い宿や住居で生活せざるを得ない方たちは、広義の意味での「ホームレス状態」ということができます。

### **34 (4) 施設住宅資源の確保 ③ 早期の転宅支援や地域移行支援が必要**

また、かりそめにも一時的で済むように、早期の転宅支援や地域移行支援をおこなってい

くべきです。そのためにも、現状の宿泊所、宿泊施設の利用や基準の見直し、そして、早期の転宅支援の仕組み作りが必要です。

具体的な「宿泊所や施設の居住環境基準」の見直し例としては、本人のプライバシーが守られるための配慮等が最低限出来ているか（個室でなくてもパーティション等の区切りがある）、カギのかかるロッカーなど貴重品の管理、安全管理が担保される構造になっているか、また本人が望まないのに食事等とセットになっていることがないかどうか等、様々な項目があるかと思います。

### **35 (4) 施設住宅資源の確保 ④ NPOが可能な転宅支援への協力内容**

また、「早期の転宅支援」の具体策として、私どもとしてはアパート入居の際の連帯保証人の提供をこれまでのべ2,000世帯以上に行ってきましたし、緊急連絡先の提供も行っています。これらの協力はもちろん可能です。

なお、私どもでは、生活保護の申請時に転宅一時金の申請の支援も行っています。

（同時に申請することによってアパートを探しての早期の転宅につながるため）。

まず、施設やシェルターに入所してしばらく様子を見てからアパート転居、自立支援センターで就職しお金を貯めてアパート転居という流れではなく、すぐさまアパートに入居できるといった支援を行えば効果的だと思います。

地域移行支援事業のようにハウジングファースト的施策を再度行えるのであれば、一定数のホームレス状態の方が支援につながれると思います。（劣悪な環境の施設やシェルターに入所するのが嫌、という方にたくさん会ってきましたので）

### **36 (4) 施設住宅資源の確保 ⑤ 転宅支援に対する区民理解**

なお、区外からの流入者が大半の（しかも、次々と流入し、せっかくアパート入居しても失踪し、再度アパートを求める人もいる）ホームレスに対して、税金で転宅支援していくには、区民の理解を得ることはもちろん必要ですが、一方でマジックワードでもあります。

例えば、鹿児島市などでは住所不定の方にすぐアパート転宅費を出したりしていますし、そういった自治体は多いです。もちろん、市民からの批判はあるでしょう。

しかし、住所不定の方が町に残っている状況でなくなる、というのも事実です。具体的な転宅支援の仕組みとしては、例えば、「居住支援協議会」を新宿区にも発足させて、低所得者向けの事業をおこなう団体等を公募するというのもありかと思います。（10分の10国庫負担です）

### **37 (5) 就労支援 ① 関係機関やNPO等民間団体の「連絡検討会」の設置**

これも先述しましたが、せっかく「就労」しても、雇用環境や労働環境が整っていなければ、再度路上生活へといたってしまうリスクが高くなってしまいます。

中長期的に見たときにどういった就労支援のあり方が必要なのか、より質の高い雇用を確保して、いかにホームレス状態にある方の自立を支えることができるのか、職業訓練や中間

的就労、社会参加の機会なども含めて（これらは現在「生活困窮者自立支援法」の枠で議論されていますが）検討するべきです。

この問題に関しては、場合によっては公的な雇用創出なども検討しながら、早急に関係機関やNPO等民間団体の「連絡検討会」を設置し、議論していくべきです。

まず、「中長期的観点からの就労支援のあり方」にこの場で答えるのは簡単ではありません。そこで、そういったことを協議する「連絡検討会」の設置を提案します。「連絡検討会」で、実際の事例等を積み重ねながら模索していくことが望ましいと思います。

### **38 (5) 就労支援 ② 「中間的就労」について**

次に、「中間的就労」については、国もまだ、定義付けを行っていません。

そこで、国の動向を見ながら検討するということにはなりますが、実際の手順は、通常就労に乗りにくい方について、これも「連絡検討会」のような支援団体と行政機関が協議できる場を設定し、支援対象者のアセスメントを行い、例えば、発達障害や精神障害、傷病等の課題を抱えていないかなど、を考えていくことを提案します。

### **39 (5) 就労支援 ③ 「中間的就労」支援の具体例**

また、各NPO等による「中間的就労」の取り組みに助成金等で財政的な支援をしたり、また、公募で参加者を募集したりする方法も考えられます。

例えば、私どもで行っている「コーヒー焙煎事業」も「中間的就労」の実践といえるかもしれません。実際に、新宿区で生活保護を利用されている方もメンバーとして参加して、コーヒーの焙煎作業に参加してくれています。

病気や障害、高齢のため週に数日の参加ですが、最低賃金以上の賃金を支給し、仕事づくりや居場所作り、社会参加の活動になっています。

そういった取り組みを支援してもらえると助かります。

私どもでは、コーヒー焙煎機を外資系の助成金で購入できたので、事業を開始できましたが、もしそれが難しかったなら、できなかった取り組みかもしれません。各NPO等の取り組みに助成金等で財政的な支援をしたり、また公募で募集したりする方法もあるかと思います。なお、私どものコーヒー焙煎事業のメンバーには、新宿福祉より紹介されて参加された方もいます。そういった個別の連携をうまくシステム化出来れば、よりよいマッチングになると思います。

### **40 (6) 人的資源の開発とネットワークづくり … 広域的な関係機関会議の設置**

「人的資源の開発とネットワークづくり」に関しては、広域的な関係機関会議の設置には残念ながら至っていないとの報告がありました。ぜひ、設置に向けて働きかけていただければと思います。

また、福祉関係職員の研修の実施については、可能であればNPO等民間の支援団体のメンバーとの交流や、相互研修の受け入れ等人材交流の場をセッティングし、官民連携の足が

かりにするなどの事業を検討してもらえればと考えています。

#### **41 (7) 公共施設の適正管理 … 粘り強い相談活動による地域移行の促進**

「公共施設の適正管理」に関しては、野宿者の排除につながってしまう懸念があり、賛同できません。項目からの削除をお願いします。もちろん、国の基本方針に記載されているので、区でそれを除外するのは難しいかと思います。また、公園等で利用者に迷惑をかけたり、絡まれたりといったことでしたら、それは明らかに警察の仕事になるかと思います。

粘り強い相談活動によって地域移行したホームレスの方は沢山いますので、職員増による粘り強い巡回相談の継続と早期のアパートへの転宅支援等が、一番の近道かと思います。

排除しても転々とするだけで問題は解決しません。

#### **42 (8) 人権啓発 … 学校教育プログラム・相談パンフレット等**

「人権啓発」に関しては、新たな事業として、ホームレスや貧困をテーマにした小学校や中学校のなかでの教育プログラムをおこなうことを提案します。

先だって江戸川区でホームレス状態の方が子どもに襲撃される痛ましい事件が起きましたが、学校教育の場できちんと考える機会をもつことが何よりも大切だと思います。

学校での講演等は、私どもでもおこなっていますし、ホームレス問題の授業作りネットワークというところがあり、教材を作成しています。私どもの理事長が共同代表をしています。

また、庁舎や図書館、区の施設等に、ホームレスや貧困を含めたお困りごとに対して、それを見た人がすぐに相談に行けるように、目にとまるところに、さまざまな支援団体の連絡先を記載したパンフレットやポスター等の相談先リストを作成して、配布、掲示、HP にアップすることを提起します。

具体例として、過去に自殺対策の取り組みで、複数の団体で相談先リストを作成したことがあります。今度の会議の際に、持参します。

---

### **(1) 「新宿中央公園、戸山公園など都市公園の環境整備に伴う地域限定型、重点型の適正管理を伴う自立支援事業」の新規実施 … 現行上乘せで対応は可能**

#### **43 地域全体を対象とする新宿西口ホームレス対策**

・現在の規模からすれば、かつての「地域生活移行支援事業」程の大規模施策の必要はないだろうが、かといって、既存の施策の積み重ねでは、少し弱いような気もする。

#### **44 適正化推進の課題**

・問題は関係機関の利害が対立する地域でもあり、中央公園周辺で言えば、新宿区土木公園課、福祉事務所、都第三建設事務所、都庁庁舎管理、新宿署、地域住民、支援団体が一つの目標でまとまる必要がある。

・新宿区だけが先行したとしても、周辺部へ移動してしまうのであれば、渋谷の宮下公園問題と同様であり、ホームレス問題からして問題は何も解決しない。

この地域を「面」と考え、その地域全体を対象にした施策が必要である。

#### **45 新宿西口のホームレス問題の経緯**

・1998年（平成10年）西口地下広場火災事故以降、それまで比較的平穏に推移していた中央公園、都庁エリアに新宿のホームレス居住地域（集住地域）が移動した。

・2004年（平成16年）からの「地域生活移行支援事業」でテント生活者は激減したものの、解消までには至らず、未だ100名規模での生活がこの地域で確認されている。

・中央公園内、及び周辺道路での荷物の放置と起居、雨天時の都庁第2庁舎下での一時避難など、まばらな形であるが、「拠点」としての位置を未だ有している。

・それを根拠に支援団体の炊出し等も団体数は少なくなっているが、これまた、未だ継続されている。

#### **46 新宿西口の目指すもの**

・新宿のホームレス問題を象徴している場所は中央公園とその周辺のエリアである。

しかも、この周辺に起居している者は高齢化、長期化している、ホームレス対策の本命と言えるべき人々である。戦略的に考えるならば、新宿のホームレス問題はこのエリアが平和裡に適正化されるならば解消したのも同然であり、政策的にも一つの象徴ともなる。

#### **必要な事業**

##### **(1) 関係機関の連携会議と体制構築**

・特定の部署の暴走がないようなチェック機能、全体の計画性

##### **(2) 入り口問題の強化**

・巡回相談の強化：ただ回っているのではなく、状況、状態の把握、優先順位の判断と決定、受け皿施設への同行、調整などトータルな移行支援が可能な巡回相談員の確保と全権委任。

##### **(3) 受け皿の整備**

- ・緊急用宿泊ベットの増床
- ・個室型施設等の活用、借り上げ
- ・相談体制の強化、アセスメントを緊泊場所で行なえるような仕組み

##### **(4) 移行支援計画の策定**

・地域社会、既存施策への「つなぎ」の期間に限定したアフターケアと相談

#### **47 事業計画の策定**

これらは難しそうに思えるが、対象人数を考えるならば、そう無理な計画ではないと思われるし、大掛かりな新規事業は必要ない。

事業的には既存の事業の組み合わせと多少のバージョンアップで対応可能であり、体制が

確定すれば1年以内の単位での事業として完了すると思われる。

・その他の地域で長期化高齢化したホームレス等に対する施策は第2期推進計画の延長線での対応は可能であるので、第2期推進計画の諸事業の大きな見直しは必要ないと思われる。

## (2) 「若年層など、目に見えにくい困窮者層、失業者層に対する自立支援事業」新規実施

### 48 生活困窮者自立支援法の諸施策との連携

・この問題についてはH27年度から本格実施されるとされる生活困窮者自立支援法の諸施策との連携が不可欠であり、更に長期的な視点が必要であると考ええる。

・しかしながら、オリンピック特需を考えると、全国から稼働年齢失業者が多く流入すると思われる、その一部が新規にホームレス化することも考えられる。

### 49 オリンピック特需に関する流入者対策

この場合、路上に労働力市場を作らせないことが肝要であるが、そのためにも、自立支援センター機能をフル活用させる必要がある。

・そのため、新宿駅などターミナル駅を拠点にした新たな事業（発想）が必要と思われる。  
・既存の施策では、早期発見・早期自立を目指し、巡回相談もしくは駅等での拠点相談から緊泊施設・自立支援センターへの流れを明確に作る必要があるだろう。

・生活困窮者自立支援法関連の相談場所を前倒して区内に設置する場合も、夜間の駅ターミナル、繁華街を見据えた場所に設置すべきであろうし、その体制も深夜の時間帯に対応が可能な仕組みにする必要があるだろう。

### 50 施策が人を集める矛盾から脱皮

新宿に来てもらっても良いが、「ここでは長期の滞留は出来ません。ここは人生のやり直しを支援する街です」とすることで、施策が人を集め、滞留させてしまう桎梏から脱皮すべきであろう。

### 51 若年流入層対策

新宿区には地方からの上京者など、若者だけでなく大勢の不安定収入層の流入が続いていると考えられます。こうした層への早期発見・早期支援のスキーム確立。この層は可視化が難しく、繁華街のなかに潜在してしまうので発見が難しい。

### 52 若年流入層対策の具体策

- (1) 夜間の街頭でのアウトリーチ
- (2) 一時的な居所の提供事業（シェルター）
- (3) 就労支援＋生活支援 など



- すでに、既存の施策で多くをカバーしている。
- 今後は生活困窮者自立支援法とどのように連携してゆくか。
- とりわけ、
  - ① 中間就労などの仕事づくり
  - ② 知的・メンタル等により支援付きの就労を必要とする層へのプログラム作り
  - ③ NPO 団体との連携

当会では厚労省社会福祉推進事業及びWAM（独立行政法人福祉医療機構）の補助金で稼働層向けのシェルター事業を試行してきた。

生活保護の手前の支援として、生活困窮者自立支援法を活用しつつ、このような（生活保護）法外支援事業を拡充し、地域のなかで高齢者支援を主体とした雇用づくりを進めてゆきたい。

### **53 居宅の低所得者対策**

…低所得・低資産層のホームレス化（広義の意味での居住の不安定化）を予防し、地域生活を安定継続させるための仕組みづくり

新宿区におけるひとり暮らし率は全国、23区平均よりも高い。今後の、施策対象としては借家でひとり暮らしの低所得世帯への支援がクローズアップされてくる。

認知症等による近隣トラブル、ゴミ屋敷化、家賃滞納（認知症に起因することも多い）などで居所を失い、転居先を確保することも難しい。こうしたケースが増えてきている。また、このようなケースへの居所を求めての相談（行政機関から当会への）も増えてきている。低年金で借家等に暮らしていた高齢者（生活保護ではない）が、疾病や収入低下、認知症状の増悪により、居宅生活が難しくなる、と同時に住いも失うケースが増えてきている。

居所が安定し、在宅のままに支援を継続する場合には、地域の医療介護機関との連携で何とかしていくこともできるが、大家等から立ち退きを求められ「住まい」そのものを失ってしまうと、何もできなくなる。今後、増えてゆく事例はこちらの方ではないかと思われる。

## **（2）見直しが必要な事業**

### **54 巡視・指導の後の支援への強化**

巡回相談・訪問サポート・生活指導の強化等は一定のレベルに達したと思われるので、これ以上の強化は不要。次のステップにつながる支援を検討する必要がある。

### **55 「若年層など、目に見えにくい困窮者層、失業者層に対する自立支援事業」について（重複）**

・既存の施策では、早期発見、早期自立を目指し、巡回相談、もしくは駅等での拠点相談、から緊泊施設、自立支援センターへの流れを明確に作る必要があるだろう。



・生活困窮者自立支援法関連の相談場所を前倒しで区内に設置する場合も、夜間の駅ターミナル、繁華街を見据えた場所に設置すべきであろうし、その体制も深夜の時間帯に対応が可能な仕組みにする必要があるだろう。

・新宿に来てもらっても良いが、「ここでは長期の滞留は出来ません。ここは人生のやり直しを支援する街です」とする事で、施策が人を集め、滞留させてしまう桎梏から脱皮すべきであろう。

### 3 1を実現するために、国や都への要望等が必要な事項

#### 56 国・都への要望 ①

引き続き、ホームレス事業に関心を持ち、継続していくことを強く要望する。  
ホームレス対策に必要な経費の財政支援を行うよう要望し続けていく。

#### 57 国・都への要望 ②

- (1) 就労に関し、段階的な長期的支援事業の枠組みに対する予算付  
※ 段階的 ⇒ 達成感を促す短期目標の継続性
- (2) 精神・知的・社会的障がい为前提とした専門職配置型相談所の設置
- (3) 関係機関が、現状把握のため、定期的に情報交換、報告等を行うシステムの構築

#### 58 国への要望 (1) 定義・概念の変更

先述した「ホームレス」の定義の変更や、基本方針における就労を前提とした「自立」の概念については、早急に国に対して見直しを求める必要があります。

また、秋の国会に上程されると言われている「生活困窮者自立支援法」も同様に、就労自立を前提とした施策に偏向しており、見守りや、社会的孤立、日常生活自立などの視点は弱いものになってしまっています。

#### 59 国への要望 (2) 財政支援

しかし、一方で、実際の支援の現場では、より困難の多いホームレス状態の方ほど、すぐさま「就労」ではなく、さまざまな生活課題を少しずつ解きほぐしながら地域移行を目指していくプロセスになることが多く、そういった就労というルールにのることが難しい方に対しての支援施策に対しての財政的な裏付けや、そのニーズを訴えていく必要があります。

#### 60 国への要望 (3) セーフティネットの拡充

また、どれだけ現場で支援をおこなっても、雇用情勢や労働環境、年金や医療保険の問題など、他の政策も含めてセーフティネットを拡充していかないと、河口でどれだけ食い止めていても、上流の蛇口が開きっぱなしでは、きりがなくなってしまいます。

貧困やホームレスの問題について、国がまずきちんと向き合い、他の施策と連動・連携しながら、また財政的な裏付けを担保し、区独自の取り組みを始めてもそれを支援するような体制を作っていくことを要望していくことが大切です。

なお、第Ⅲ期推進計画への生活困窮者自立支援法による影響は、国の施策の動向次第の所もあると思います。

基本的には、ホームレス施策は生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業に吸収されるのではないかと思います。定かではありません。現状では、そういった枠組みがどうなるのか不透明な状況です。

本来でしたら、国が例えば、貧困対策基本法などの枠組みを作って、そういった自治体の

取り組みに対して支援ができるようにするという事等でしょうか。(自殺対策での基金事業のように)

しかし、今のところ、そのような動きは特にありませんので、何とも言えないのですが…

## 61 東京都への要望

東京都に対しては、23区それぞれの地域事情はあるにせよ、

- (1) 公的住宅の拡充
- (2) 都単位での生活困窮者支援施策の策定
- (3) 各自治体への財政的な支援

などを求めていくべきです。

支援の現場である自治体と、東京都、国、そしてNPO等民間団体が連携して、ホームレスや貧困の実態を明らかにし、必要な施策を地域事情に沿う形で展開し、一人ひとりに状況にあった支援の在り方を模索していくべきです。

---

## 62 区主導による対策実施

西新宿問題に関しては、私たちは都庁に「地域生活移行支援事業の連続的实施をすべし」と要望を続けて来たが、残念ながらそれは叶わず、以降、大きな動きはなく、現在に至っている。また、国に対しても、目標を設定しながら第3次基本方針は、「この問題に決着をつけるべく方針にすべし」と要望をしたが、こちらも具体性のない基本方針を継ぎ足しただけであった。

## 63 東京の路上生活者対策に対する危機感が薄まっている

東京の路上生活者対策は都区共同事業であるため、他の区や東京都への要望、調整がどうしても必要となるが、全体が、この問題に対する危機感が薄まっている状態では、あまりその事を気にせず、ある意味、新宿区の利害でラストランは突っ走ってしまっても良いのではないかとも思う。

今の時期、国や都への要望をしたとしても、それが実施されるには、かなりの時間がかかることが予想させる。ならば、新宿区の地域問題として、これだけは絶対にやりますよと、新宿区が主導し、計画し、そのための予算を後付けしてもらおう手法の検討も必要であろう。

都が動かねば、新宿区と厚生労働省で直にやりあっても可能であり、ホームレス対策についての予算措置はされているから、直接、活用するということも考えられる。

極論を言えば、新宿区内のホームレス問題が今後5年間で解決されればそれでよし、とするくらいの気概で歩むべきであろう。

### 64 「見守り」の重視

私達、民生委員の立場では、第一に「見守る」という事を重視しています。

---

### 65 「見えにくいホームレス」について

「見えにくいホームレス」に対しては、先の「路上生活者対策事業の今後の展開について」にあるようにさまざまなチャンネルを通して事業の周知を図っていく必要があります。

また、巡回相談事業においても、柔軟な実施（夜間・休日実施）を進めて行く一方、新宿区の関係機関（福祉事務所・拠点相談所・保健所等）との連携強化が不可欠です。

### 66 若年層への支援について

若年層のホームレスが増加する傾向にあります。施設現場では、若年層（特に20歳代）への支援の効果が、他の世代と比較して相対的に低い結果となっています。

その要因として、社会性の不足、低学歴、キャリア不足等が挙げられます。

### 67 今後の就労支援について

こうした中、従来の就労支援だけではなく、労働準備性を高める支援、いわゆるアクティベーション的働きかけも必要です。その一環として中間的就労を検討する必要があります。

---

### 68 精神・知的障がい者への支援

「とまりぎ」の相談内容で明らかなように、対象者は一様ではありません。

年齢、性別に関わらず、個々の複雑な事情を抱えています。精神・知的に障がいがあると思われても、手帳の取得までには至らず、さらに司法福祉制度の網の目から漏れ、軽微な犯罪を繰り返すなど、ホームレスの状態から抜け出せないでいる方もいます。一時的な支援は、却って状態を悪化させる場合もあり、伴走的な支援の必要性を切実に感じております。

### 69 「中間的就労」について

「中間的就労」の「中」についてのご発言がありましたが、支援者としての私共、社会福祉士は、個々の支援者にとっての「個別途中就労」の「中」と捉え、現状においては必須の支援であると思っています。

---

### 70 今後の展望と課題

私たちはホームレス問題とは、社会が救済すべき問題である前に、自らが這い上がって行く問題であると考え、社会はそのための環境を出来る限り、当事者のニーズに即して構築すべき問題であると考え、そのための民間活動を展開して来た。

### 71 ホームレス問題は、今後の5年間で大きく変貌

幸いなことにホームレス自立支援法もそのような考え方に立っている。

けれども、社会は「かわいそう論」「自己責任はない論」「役所が全部悪い論」に立ち、この問題の解決を遅らせて来た。そのような中、私たちは大きな矛盾を抱えながら、この20年間、新宿地域での独自の支援活動を行なって来た。

そして、「ホームレス自立支援法失効」「生活困窮者自立支援法制定」「東京オリンピック開催」と、今後5年の中で大きな変貌が予想される段階へと至った。

## **72** オリンピックがホームレス問題解決の絶好の機会

私たちは、今後5年は、社会政策であるホームレスの自立支援策の最終段階であると認識している。たとえ時間がかかろうとも、社会問題が解決できない都市はない。そして、終わりを目指さない社会政策もない。

ホームレスにならなくても済む都市「東京」の地にオリンピックを迎え入りたいと切に願っている。それが真の国際都市の姿であると考えている。

その意味で、オリンピック問題は、この問題の解決のため絶好の機会であると考えている。学者先生達はそれとこれとは別次元の問題であると言うであろうが、私たち都民にとっては、それも、これも一体のものである。

---

## **73** 居宅の低所得者問題について

ホームレス問題（路上生活者対策としての）は施策の成果が上がり、一定の落ち着きを見せてきたように思います。

その一方で、地域の中で「居宅の低所得者問題」が顕在化してきたように感じています。この問題はホームレスとして語られることはないかもしれませんが、有効な施策を打たないと居宅の低所得者が、居所の喪失等により路上化してゆく可能性も否めません。

## **74** 単身・低所得高齢者の住まいの問題

公営住宅の新設はなく、低所得者が安定して暮らせる住居が減ってきている。民間の賃貸住宅も低家賃の物件は、老朽化、取り壊し等により減少傾向にある。

その一方、低年金・低所得で、かつ借家住まいである単身高齢者は、増加傾向にある。住まいの問題をどのように解決してゆくか。

### **(1) 地域の空き家、空きマンションの活用**

都市部でも空き家が増加し、単身者向けの住居は今後もニーズが継続するが、複数世帯向けの住居は借り手が見つからない。地域の空き家、空きマンションを活用し、高齢者向けのシェアハウス、若い人も一緒に暮らす多世代共生ハウス（富山式）に作り替えてゆくことも検討できないでしょうか。関連する国の補助金等（東京都の上乗せ）もあり、地域の遊休物件を大家 - 区 - NPO - 地元不動産 - リノベーション企業等が連携して、単身の低所得高齢者や派遣切りで再就職を目指す若者が暮らせるような社会的住宅を。

### **(2) 居住セーフティーネットの構築**

民間資金と公的補助をミックスさせ、既存ストックを活用しながら、社会的不動産を地域に整備してゆくこと、地域にとって必要な居住セーフティーネットを、民間と行政が協働して作り出してゆくことが今後求められてくる。

ポイントは、民間借家等の地域の既存ストックに改装費補助などを流し込んで、民間借家を社会的住宅に変えてゆくことにある。その可能性、施策整備はこれからである。

当会ではこのような現状に対して、学識経験者を委員に「支援付き住宅推進会議」を組織し、研究活動を続けてきた。10月14日には「いま居る場所を支援付きに」～地域包括ケアのなかの互助～をテーマにシンポジウムを開催する。地域の資源（空き家なども含む）を活用し、いま居る場所で安定して暮らし続けられるような方策を議論してゆく予定である。ご参考までにシンポジウム開催の情報提供をさせていただきます。

---

## 75 新宿区のホームレス支援の意義

新宿区は大規模ターミナル駅を抱え、ホームレスの推移も含め、都市型の貧困を象徴するような立地条件にあります。

しかし、それは逆に言うと、ここでのホームレスや貧困の実態の調査や分析、支援の在り方の試みが、全国的なモデルケースとなり、多くの自治体の先鞭となって新しいスキームを作っていく動きにつながっていく可能性があるということを表しています。

## 76 他の福祉施策への応用・連携

日本社会は超少子高齢化をむかえ、新宿区においても戸山団地など、社会的な孤立や生活困窮の課題が拡大していくことは間違いないでしょう。

ホームレス状態の方への支援施策を充実させていくことは、必ずしも貧困層の支援という枠組みに限定されたものではなく、例えば見守りや継続支援の施策が、区民サービスに応用できたりと、社会全体、区民生活全体の底上げにつながっていくものです。

区としてホームレスや貧困問題に取り組むということは、とても大きなメッセージです。ひいては首都東京のど真ん中で、官民連携しながら新しい支援スキームの作成や、新しい支援の在り方のモデル創出ができれば、それは画期的なことでしょう。

その具体策の一つとして、「連絡検討会」のような協議の場を設定することを提案します。

「アセスメントシステムの構築」で触れた「情報共有カード」や「中間的就労」への取り組み等に関して、区と関連機関、NPO等の支援団体が情報共有や事例検討を行いながら、取り組みを進めることができれば、それは既に画期的なことと思います。

また、財政的な問題はあると思いますが、低所得者向けの住宅を拡充して「アパートへの直接転入」を進めるような取り組みができれば、新しい支援モデルといえると思います。

## 77 一人一人に合わせた支援サービス

貧困が拡大するなかで、また、国や都、区の役割が変容していくなかで、いかに一人ひとりの実態に合わせた施策やサービスを整えていくことができるかは、これからの2010年代の大きなテーマであり、課題です。

新宿から始められることをぜひ一緒に作っていただければと思います。